

## 日本ラテンアメリカ学会優秀論文賞規程

### 第1条（目的）

日本ラテンアメリカ学会では、創立40周年を記念し、若手会員の研究活動を支援する事業の一環として、ラテンアメリカおよび関連分野の研究を奨励するために、将来性に富む優れた研究論文を表彰する制度を定める。

### 第2条（賞の名称）

賞の名称は「日本ラテンアメリカ学会優秀論文賞」とする。

### 第3条（選考対象とする業績）

「日本ラテンアメリカ学会優秀論文賞」は2020年から2年に一度授与する。選考対象は、受賞年の前年および前々年に発刊された『ラテンアメリカ研究年報』に掲載された投稿論文の中で、以下の条件を満たし、本学会員の推薦（自薦を含む）を受けた論文とする。

- （1）論文掲載時において、著者（共著の場合は筆頭著者）が大学院修士課程（ないし博士前期課程）を修了して15年を超えていないこと。
- （2）著者（共著の場合は筆頭著者）が過去に本賞を受賞していないこと。

### 第4条（授賞の件数）

原則として1件とする。

### 第5条（選考委員会）

理事会は、日本ラテンアメリカ学会優秀論文賞選考委員会を設置し、会員若干名にその委員を委嘱する。

### 第6条（選考と決定）

選考委員会は、受賞論文を選考して理事会に報告し、理事会が決定する。

### 第7条（授賞）

理事会は、受賞論文の著者（共著の場合は筆頭著者）に対し結果を速やかに通知し、年次総会において賞状および副賞10万円を授与する。また、受賞論文の著者（共著の場合は筆頭著者）の氏名、所属、専門を学会ウェブサイト等で公表する。

### 第8条（規程の改廃）

本規程の改廃は、理事会が原案を作成し、総会で決議するものとする。

### 付則

この規程は2019年6月1日に制定され、同日に施行した。